

大気排出基準等専門委員会の設置について（案）

1 設置の趣旨

我が国における大気汚染については、様々な施策により、全体としては改善しつつあるが、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための対応等が課題とされている。

環境省としては、水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の早期具体化のため、平成 27 年 12 月 18 日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について」を諮問し、同年 12 月 21 日付けで大気・騒音振動部会に付議された。

このような状況を踏まえ、大気・騒音振動部会に新たに標記専門委員会を設置し、固定発生源から排出される水銀等に関する大気排出基準等について、必要な調査を行うこととする。

なお、平成 27 年 1 月 23 日に中央環境審議会から答申された「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出抑制対策について（答申）」において「今後検討していくべきである」とされた事項については、この専門委員会において調査を行うこととし、水銀大気排出対策小委員会については廃止する。

2 調査検討事項

本専門委員会では、固定発生源から排出される水銀等の大気汚染物質について、排出抑制対策等を検討する。